平成３０年（フ）第８３号
茨城県龍ケ崎市馴馬町2993番地
債務者　小薗江建築有限会社
代表者取締役　小薗江史夫
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐津　悠輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午後１時30分
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２１０号
横浜市南区共進町１丁目23番地
債務者　モア・ジャパン株式会社
代表者代表取締役　宮川　富子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦田　修志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後３時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４２４号
名古屋市中村区井深町１番１号
債務者　株式会社Ｋプログレス
代表者代表取締役　若松　美樹
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　智貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午前10時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２２２号
兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古773番地５
債務者　ＷｅｂｒｙＯｎｅ株式会社
代表者代表取締役　堅田　浩平
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　果奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午後１時30分
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第５１０号
堺市北区南花田町589番地
債務者　有限会社キヤンドゥ
代表者取締役　宮下　　実
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田さえ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２６４号
堺市東区白鷺町３丁12番22―Ｃ102号
債務者　株式会社リーチミライ
代表者代表取締役　山田　一樹
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　増夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月４日午前10時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第８５２号
さいたま市緑区大字代山504番地１
債務者　ダイキョウグラビア株式会社
代表者代表取締役　丸山　賢治
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月15日午前10時10分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第７１１号
福岡市西区野方６丁目20番15号
債務者　中尾　和敏
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　玲子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月３日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６３４号
千葉市美浜区高洲２丁目８番１棟1018号
債務者　石井沙緒梨
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　上梓
4　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６７６号
千葉県船橋市海神５丁目29番58号　メゾンティアーレ101号
債務者　中村　研司
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　大輔
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６６５号
千葉県市川市下貝塚２丁目１番16号　（グランシャリオ101号）
債務者　原田　貴大
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　晃久
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６０１号
千葉県船橋市田喜野井１丁目32番15号
債務者　遠山　昌一
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島貫美穂子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６７７号
千葉市中央区道場南１丁目６番１号　アーバンライフ51　303号
債務者　森　　千江
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　東生
4　破産債権の届出期間　平成30年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６２１号
千葉県市原市ちはら台西２丁目10番地２　レオパレスコスモスハイツ104号室
債務者　前田　祐樹
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤尾　修太
4　破産債権の届出期間　平成30年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１９６号
岡山市中区海吉2131―１　Ｄ304―18、住民票上の住所岡山市北区庭瀬520番地10
債務者　伊賀　千徳
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　律子
4　破産債権の届出期間　平成30年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６６９号
千葉県船橋市北本町１丁目15番１―201号
債務者　三枝眞由美
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　英一
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月21日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係